(ii)　表の「区分」の欄に「R9」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　次の表のとおり基準税率の五パーセントまで削減する。

年	調整金以外の関税（一キログラムについての額（円））	調整金（一キログラムについての額（円））
一	四八・三〇	一五九・六〇
二	三三・七三	一一一・四七
三	一九・一七	六三・三三
四	四・六〇	一五・二〇

(ii)　四年目以降、(i)の規定による税率とする。

(jj)　表の「区分」の欄に「R10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　次の表のとおり基準税率の五パーセントまで削減する。

年	調整金以外の関税（一キログラムについての額（円））	調整金（一キログラムについての額（円））
一	五一・九八	一七一・一五
二	三六・三〇	一一九・五三
三	二〇・六二	六七・九二
四	四・九五	一六・三〇

(ii)　四年目以降、(i)の規定による税率とする。

(kk)　表の「区分」の欄に「R11」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価三十・一パーセント及び一キログラムにつき三十四円四十銭まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる八回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率から従価十・五パーセント及び一キログラムにつき十二円まで削減する。

(iii)　九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ll)　表の「区分」の欄に「R12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価二十一・五パーセント及び一キログラムにつき三十四円四十銭まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる八回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率から従価七・五パーセント及び一キログラムにつき十二円まで削減する。

(iii)　九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(mm)　表の「区分」の欄に「R13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(nn)　表の「区分」の欄に「R14」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の二十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(oo)　表の「区分」の欄に「R15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の七・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の八十五パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(pp)　表の「区分」の欄に「R16」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十七・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日に基準税率の五十パーセントまで削減し、その後においても、その税率とする。

(qq)　表の「区分」の欄に「R17」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の四十四分の九を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(iii)　九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(rr)　表の「区分」の欄に「R18」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の九十パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ss)　表の「区分」の欄に「R19」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十七・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(tt)　表の「区分」の欄に「R20」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の四十パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(uu)　表の「区分」の欄に「R21」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の三十一・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の三十七パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。